

重要事項のご案内【消費者ローン金利】

	説明項目
4	変動金利型住宅ローン利率（変動金利型・固定選択型） 1. 決定方式 当行の短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利に基づき「基準利率（変動金利型住宅ローン利率）」を決定しております（※）。 ※詳細は、金利に関する契約書等でご確認ください。 2. 借入利率見直しルール （1）変動金利型 基準利率の変更を見直す基準日は①毎年4月1日、②10月1日となります。 見直し基準日時点の基準利率と前回の基準日（契約日以降最初に見直しを行う場合は契約日）時点の基準利率とを比較し差が生じた場合、借入利率はその差と同一幅で変更いたします。 ①4月1日基準日に決まる新利率は、その年の6月の返済日の翌日から12月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の6月以降最初に到来する増額返済日の翌日から12月以降最初に到来する増額返済日）まで適用いたします。 ②10月1日基準日に決まる新利率は、その年の12月の返済日の翌日から翌年6月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の12月以降最初に到来する増額返済日の翌日から翌年6月以降最初に到来する増額返済日）まで適用いたします。 （2）固定選択型 変動金利適用期間中に、お客さまのお申し出により固定金利適用期間を設定することができます。各固定金利適用期間の利率は市場金利等を勘案しながら毎月見直しを行っており、原則固定金利適用期間のご契約月（再設定時を含みます）での利率が適用となります。固定金利適用期間を設定しない場合は、変動金利が適用されます。 ①固定金利適用期間は、当行の店頭に示された所定の期間とします。 ②固定金利適用期間が終了し、引続き固定金利適用期間を再設定する場合、固定金利適用期間終了日の約2ヵ月前に、当行から「固定金利期間終了のお知らせ」を郵送いたしますので、「固定金利期間終了のお知らせ」の記載内容に従ってお手続きをお願いいたします。但し、元利金返済が遅延している場合や当行が債権保全を必要とする相当の事由がある場合は、固定金利適用期間の再設定はできません。なお、固定金利適用期間を再設定しない場合は、変動金利が適用されますが、その場合は変動金利適用に関してのお手続きは必要ございません。 ③固定金利適用期間の再設定及び変動金利適用期間中に固定金利適用期間を設定する場合の適用利率は、当行所定の利率が適用されます。 ④固定金利適用期間が終了した場合、終了日の翌日に固定金利から変動金利に変更することとなります。なお、利率は終了日の当行の短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利に基づき当行が定める変動金利型住宅ローン基準利率により決定することになります。見直し後の利率は、固定金利適用期間終了日の翌日より適用します。 【固定金利適用期間の自動継続】 お客さまのお申し出により、固定金利適用期間（以下「特約期間」）を自動継続する特約を設定いただけます。自動継続の特約を設定した場合、特約期間の終了時に、特約期間終了前の特約期間と同一期間の特約期間を自動的に設定いたします。また、次回以降も同様となります。

	説明項目
4	なお、自動継続後の新たな特約期間に適用される利率については、自動継続前の特約期間終了日現在の当行所定の利率を適用いたします。但し、特約期間終了後の返済期間が特約期間に満たない場合は、最終特約期間として最終期日まで特約期間を設定し、自動継続前の特約期間終了日現在の当行所定の利率を適用いたします。なお、お客さまのお申し出により、自動継続の特約を停止することができます。 3. 元利金返済額の見直しルール（元利均等返済の場合のみ適用となります） （1）変動金利型 変動金利の適用期間中に利率の変更がある場合でも、変動金利を適用した日以降、10月1日の基準利率を基準とした借入利率の見直しが4回までは一定とし、その間に借入利率の変更があっても変更いたしません。但し、元利金返済額の内訳である元金、利息の額は、①借入利率の見直しが4月1日の場合その年の7月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の6月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から、また②借入利率の見直しが10月1日の場合翌年1月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の12月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から変更いたします。 また、元金の返済を据置きしている場合は、毎回の利息支払額が変更となります。 元利金返済額の変更は、5回目の10月1日の基準利率を基準とした借入利率の見直し時に行い、12月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の12月以降最初に到来する増額返済日）現在の借入残高・最終返済日までの残存期間・新利率等により、当行所定の方法で残存期間を変えずに再計算し、翌年1月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、その年の12月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から変更いたします。 ①上記により、元利金返済額見直し後の元利金返済額が増加する場合、新元利金返済額は、変更前の元利金返済額の1.25倍を超えない元利金返済額とします。また、算出した元利金返済額が変更前の毎回の元利金返済額より少なくなる場合は、残存期間を変えずに元利金返済額を少なくします。 ②また、借入利率の変更により、毎月の約定利息が所定の元利金返済額を超える場合、その超過額（以下「未払利息」）の支払いは翌月以降の元利金返済額より支払うものとし、その充当順序はA. 未払利息、B. 約定利息、C. 元金の順序となります。以後の支払についても同様とします。 ③年2回の増額返済部分については、次回返済時より毎月返済部分とは別個に前記①②に準じ取扱います。 ④5年毎の毎回の元利金返済額を見直しする際に、未払利息の繰延べがある場合、当行所定の計算方法により新元利金返済額を算出するものとし、充当の順序は前記②と同様となります。 ⑤最終の元利金返済額の変更以降、利率の変更に伴い未払利息及び元金の一部が残存する場合、最終期日に一括返済することになります。 （2）固定選択型 元利金返済額は、固定金利適用期間設定日及び固定金利適用期間終了日（以下あわせて「利率見直し日」）の都度、利率見直し日現在の借入残高・最終返済日までの残存期間・新利率等により、当行所定の方法で残存期間を変えずに再計算し、利率見直し日の翌日以降最初に到来する返済日から変更いたします。 なお、元利金返済額に上限は設けないものとします。 また、固定金利適用期間中における元利金返済額の変更はいたしません。固定金利期間終了後の適用利率が固定金利期間の適用利率より高くなる場合は、元利金返済額は増加いたします。